

佐賀市の特別用途地区内の建築制限概要

用途地域における制限に加えて、条例により次のとおり制限が行われます。

(平成25年4月1日現在)

	文教地区				特別第一種業務地区	特別第二種業務地区	特別第三種業務地区	工業地区	備考	
	住居第一種専用地域	住居第二種専用地域	住居第一種地域	住居第二種地域	準工業地域	住居第一種地域	住居第一種地域			
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋	○	○	○	○	×	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	×	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
ホテル、旅館			×	×	×	×	×	▲	▲3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、屋内スケート場、水泳場			×	×	×	○	▲	▲3,000㎡以下 × 学校に附属する水泳場は除く	
	屋外スケート場			▲	○	○	○	▲	▲3,000㎡以下	
	ゴルフ練習場、バッチング練習場			▲	○	○	○	▲	▲3,000㎡以下	
	カラオケボックス等				▲	○	○		▲10,000㎡以下	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等				×	×	×			
	劇場、映画館、演芸場、観覧場					×	×	×		
	待合、料理店、キャバレー、ダンスホール等					×	×	×		
病院・学校	個室付浴場等									
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	×	×	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	×	×	○	○	
工場	病院	○	○	○	○	×	×	○	○	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	▲	▲	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場			①	①	○	○	②	①・③	原動機・作業内容の制限あり ①原動機・作業内容の制限あり、作業場の床面積50㎡以下 ②原動機を使用し、作業場の床面積150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場					○	○	②	③	③乾のり製作用業所又は味付のり製造工場で床面積の合計が300㎡以下であり、以下の構造のもの (1)建築物の基礎は、機械又は原動機の基礎と分離する。 (2)隣地に面する外壁に設ける窓(床面から高さ0.5m以下又は2.5m以上の部分に設ける換気の用に供するものを除く。)は、はめごろし戸とする。
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場					○	○	②	③	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場								③	
自動車修理工場			①	①	○	○	○	①	作業場の床面積 ①50㎡以下 原動機の制限あり	

※本表は、すべての制限について掲載したものではありません。

<p>〈問い合わせ先〉</p> <p>○都市計画に関するご相談、お問い合わせは 佐賀市建設部 都市政策課 都市計画係 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 TEL(0952) 40-7163 FAX(0952)40-7387</p>	<p>○建築行為等に関するご相談、お問い合わせは 佐賀市建設部 建築指導課 TEL(0952) 40-7170 FAX(0952) 40-7392</p>
--	---